

2010年10月29日

名古屋市長  
河村たかし 様

日本共産党名古屋市議員団  
団長 わしの恵子

## 2011年度名古屋市予算編成にあたっての重点要望書

2008年秋のリーマンショックから2年経ちました。大企業の業績は「V字回復」と言われていますが、市民の生活と営業は悪化がつづき、将来不安がつづいています。

市内の生活保護受給世帯数や国民健康保険料滞納世帯数は過去最多です。特別養護老人ホーム入所待機者は5千5百人を超え、介護悲劇はあとを絶ちません。新卒者は就職難に悩み、勤労市民も雇用者報酬がきびしく抑制され、子育てや教育の困難に苦しんでいます。地域経済の主役である中小企業・自営業者は、急激な円高の追い打ちをうけ、倒産・廃業の危機から抜け出せません。

いま、国にも地方自治体にも、住民の命と暮らし、雇用と中小企業を守ることを第一にする政治が求められています。

ところが、民主党政権は、財界・大企業応援の「新成長戦略」を政策の中心にすえ、その一方で、高齢者医療や介護サービスの新たな自己負担増、消費税増税を計画しています。

「地域主権改革」は、国の福祉・社会保障責任の解体、「二元代表制」の事実上の否定と地方議会の形骸化、住民自治の縮小・破壊につながる方向です。また、憲法9条を蹂躪し、さらなる軍拡と海外派兵の道を突き進もうとしています。これでは、自公政権の政策への逆戻りといわなければなりません。

このような状況のもと、名古屋市政には、政権の危険な方向を許さず、憲法と地方自治法の精神に立ち、「住民福祉の機関」としての役割を大いに発揮し、市民の切実な要求を実現する取り組みが求められています。

しかし、河村市政の「減税」は公約違反の金持ち減税であり、市立病院の民間売却・地域医療の縮小など市の福祉責任放棄をもたらす「行財政改革」を加速させています。「議会改革」は二元代表制を否定する立場から、市議選への小選挙区制導入・定数半減など多様な民意の削減、議会無力化、市長強権化につながるものです。

日本共産党市議団が9月以降におこなった「市民アンケート」に多数の回答が寄せられました。暮らしの政策では、①介護負担の軽減と特別養護老人ホームの増設、②正規雇用の拡大、③国民健康保険料引き下げなどを求めています。市民税減税については、「実感がない」が6割をこえ、福祉削減を懸念し、『金持ちはゼロ』の庶民減税』を求める声が多数です。

日本共産党名古屋市議団は2011年度予算編成にあたり、貴職にたいし、福祉、介護、雇用、子育て、中小企業・自営業者支援の緊急対策とともに、わが名古屋が安心・希望・発展の方向に力強く前進するよう、以下の政策の実施を要望します。

# 2011年度予算編成にあたっての重点要求

## 一、「安心・希望・発展」の名古屋のための緊急要望

### (1) 介護・福祉・子育て、市民生活の要求にただちにこたえる

1. 介護保険の保険料を引き下げるとともに、保険料・利用料の減免制度を拡充する。特別養護老人ホームなど必要な介護保険施設の整備を急いですすめ、家族介護の負担を解消する。
2. 後期高齢者医療制度の撤廃を国に求める。福祉給付金制度を拡充して、75歳以上の高齢者の医療費を無料にする。
3. 70～74歳の医療費窓口負担を1割に据え置くよう国に求める。
4. 国民健康保険料を一人当たり年間1万円引き下げる。国民健康保険でも後期高齢者医療でも、資格証明書の発行を行わない。一部負担金減免制度の活用をはかる。
5. 生活保護については、国にたいして住宅扶助基準額の引き上げ、老齢加算の復活を求める。ケースワーカーは配置基準を満たすよう増員する。
6. 保育所入所待機児童解消のため、認可保育園を増設する。同時入所の第2子保育料無料化など保育料を引き下げる。
7. 子どもの医療費は、通院も中学校卒業まで無料にする。
8. 学校給食を無料にする。就学援助の所得基準は、生活保護基準の1.3倍相当に戻す。
9. 「住まいは人権」の立場に立った「住宅基本条例」を制定する。市営住宅を増設し、新婚世帯や単身青年世帯にたいする民間賃貸住宅の家賃補助制度を創設する。
10. ぜん息など大気汚染による新たな健康被害者にたいする医療費助成を創設する。
11. 納税者の権利を制度的に保障する「名古屋市納税者憲章」を制定する。税務事務所集約化によって引き起こされた、市民の実態を考慮しない取り立てを改める。

### (2) 医療、教育、環境保全——市民の現在と未来に行政が責任を果たす

12. 市立病院の縮小、民営化、指定管理者制度導入は行わず、一般会計からの繰り入れで経営を安定させ、地域医療を担うにふさわしく充実させる。
13. 医学部定員の1.5倍加を国に求めつつ、医師・看護師の確保や救急医療の充実に努める。

14. 知的障害者更生施設「希望荘」を民営化せず直営を維持する。
15. 30人以下学級を3年生以上にも段階的に導入する。教員不足に対応するため、経験豊かな臨時教員を積極的に正規採用する。
16. 小規模校の統廃合計画は、その主たる目的は財政負担の軽減である。統廃合ではなく、小規模校の良さをいかした教育が行えるよう、必要な条件整備を行う。
17. 「低炭素都市2050なごや戦略」で示された、CO2を2020年までに25%削減（90年比）する中期目標を達成するための具体的方策を定める「地球温暖化対策条例」と「行動計画」を策定する。
18. ごみ減量のため、拡大生産者責任を徹底するよう国に求めるとともに、容器包装以外のプラスチックの資源化をすすめる。
19. 高齢化がすすむなか、市民の足を守り、地域経済活性化にも貢献する市バス路線を充実させる。自動車利用と公共交通の割合を「7：3」から「6：4」にする目標を改めて明確にし、公共交通の充実を図るとともに、「自転車利用の適正化」を目的とした自転車駐車場有料化を見直す。
20. 市内の里山など多様な自然生態系の保全・再生をはかる。

### （3）雇用と中小企業をあたためる内需拡大型の経済成長戦略を

21. 「中小企業は、経済をけん引する力であり、社会の主役である」（『中小企業憲章』）の立場で、中小企業や自営業者の代表が参加した会議を設け、中小企業振興を中心にした地域経済の発展ビジョンをつくる。円高不況の影響調査など市内中小企業全事業所の実態調査を行う。
22. 仕事不足に悩む建築関連業者の仕事おこしとして、住宅リフォーム助成制度を創設し、市民の居住環境改善を進める。
23. 円高不況の特別融資・保証を拡充する。仕事のないところは工場家賃や設備リース料など固定費の直接補助を行う。不当な下請けいじめを是正し、下請け業者を守る相談体制を強化する。
24. 公共事業は小規模・生活密着型、福祉型に転換し、分離分割発注をすすめ、中小企業向け官公需発注比率を引き上げる。
25. 「公契約条例」を制定し、公共事業・委託事業で働く労働者の賃金を時給1000円以上とする。
26. 市長先頭に大企業や経営者団体にたいして、新卒者の採用拡大など正規採用を増やすよう働きかける。国に対し労働者派遣法の抜本改正を働きかける。
27. 市が直接行える雇用対策として、生活保護ケースワーカー、市立病院の医師・看護師、保育士、消防士など市民生活に必要な分野で市職員の正規採用を増やす。ヘル

パーの資格取得支援などで介護職員を増やす。

28. 大型店の進出・撤退や24時間営業などにたいして市独自の規制を行い、地域環境を保全し、商店街に賑わいをとり戻す。

## 二、減税・地域委員会・議会改革——「構造改革」ではなく真に「市民が主人公」の改革を

### (1) 「大企業・金持ち優遇減税」は継続ではなく、真の庶民減税に切りかえる

29. 「福祉の構造改革」を目的とした「大企業・金持ち優遇減税」をやめ、生活支援を目的とした真の庶民減税に改める。個人市民税減税に所得制限を設け、法人市民税減税を行わない。財政状況と景気動向を見定め、単年度ごとの実施とする。減税の財源は、福祉予算の削減に求めず、不要不急の大型事業の中止・見直しで確保する。
30. 「モノづくり文化交流拠点」構想は、事実上「JR博物館」づくりを市が支援するものとなっており、民間でできる分野に市が多額の負担をする必要はないので中止する。
31. 名古屋城本丸御殿復元は、いまだ税金の使い方に対する市民合意が得られておらず、いまからでも見直せる部分は見直す。木造天守閣再建（推定事業費500億円）はすすめない。
32. 航空需要がない中で、中部国際空港の第2滑走路建設はすすめない。
33. 「都市再生」事業を見直し、超高層ビル建設への補助金は支出しない。
34. 国直轄道路事業負担金については、必要な事業は国の責任と負担で行なうよう抜本的な見直しを求め、負担金の支出を拒否する。
35. 木曾川水系連絡導水路は事業中止を求め、市は事業から撤退する。
36. 陽子線がん治療施設は国、県の財政支援を求める。

### (2) 「地域委員会」を構造改革の受け皿とせず、市民の「安心と参加」の市政へ

37. 「地域委員会」については、地域コミュニティを担ってきた町内会・自治会および学区連絡協議会の役割を踏まえつつ、住民自治の新しい仕組みとして発展するように、モデル実施状況を慎重に検討し、学区ごとに意見交換会を開くなど住民参加のもとで制度のあり方を検討する。この制度を、行政責任を放棄し、安上がりに市民を利用するものにしてはならない

38. 「公の施設の在り方に関する報告書」にもとづく市立施設（病院、障害者施設、保育園、児童福祉施設など）の廃止・民営化・指定管理者制度導入や、ごみ収集や市バス営業所の民間委託をすすめない。
39. 保育所の最低基準の緩和など、ナショナルミニマムをくずす国の「義務づけ」「枠づけ」の見直しに反対する。「認証保育所」や「名古屋市保育施策検討会議」など、市独自の規制緩和は行わない。

### （3）二元代表制に基づく議会改革と、憲法を精神を生かす市政を

40. 議員報酬や議員定数をはじめ、議会の在り方にかかわる改革は、議会が自主的に決める事柄であり、市長が議会に押し付けるべきではない。二元代表制を堅持する立場で制定された「議会基本条例」に基づく議会の自主的な改革を尊重し、議会報告会開催の予算等、議会が必要と認める議会経費は計上する。
41. 市長も市会議員も、企業団体献金を受け取らないとともに、市事業受託企業や公共事業受注企業の役員からの献金もやめる。
42. 市事業受託企業や公共事業受注企業への幹部職員の「天下り」を禁止する。
43. 地方自治における直接民主主義を保障するため、常設型の「住民投票条例」を制定する。
44. 侵略戦争と植民地支配への真摯な反省を前提にした友好都市交流をすすめ、「平和市長会議」に加盟するなど憲法 9 条にもとづく都市外交を広げる。「非核名古屋都市宣言」を行う。
45. 自衛隊や米軍による名古屋港の軍事利用に反対するとともに、「核装備をしていない証明」がなければ米艦船が名古屋港に入港できないようにする。名古屋空港の基地機能強化に反対する。
46. 戦争協力となる「国民保護法」の撤廃を国に求めるとともに、「名古屋市国民保護計画」にもとづく訓練などを市民に強制しない。